

議案第9号

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案

令和3年(2021年)11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第37号）の
一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第7条 第14条の規定により一般職員の例によることとされている会計
年度任用職員に対する令和3年12月の期末手当の支給については、札幌
市職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年条例第 号。以下この
条において「改正給与条例」という。）第1条の規定による改正前の給与
条例第29条第2項の規定は、改正給与条例第1条の規定の施行後も、な
おその効力を有する。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

（理 由）

本市の一般職の職員の給与改定、会計年度任用職員の任期等を考慮して、本
市の会計年度任用職員の令和3年12月に支給する期末手当については据え置
く特例を講ずるため、本案を提出する。